

社会福祉法人 初倉厚生会
居宅介護支援事業所の運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人初倉厚生会が開設する、みどりの園居宅介護支援事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員等（以下、「従業員」という。）が、要介護状態にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、利用者の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 みどりの園居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 静岡県島田市中河375番地の1

(従業員の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援の提供に当たるものとする。

- (2) 介護支援専門員 2人以上

(内訳)	常勤兼務	1人以上	非常勤	1人以上
	常勤専従	1人以上		

介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成するとともに、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介等を行う。

- (3) 事務職員（常勤兼務） 1人以上

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

(サービスの内容及び利用料等)

第6条 サービスの内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

※ 厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示すること。

(1) 居宅サービス計画の作成

(2) サービス事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行うサービスに要した交通費は、その実費を徴収することができる。

(1) 実施地域を越えてから概ね1キロメートルにつき 50円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、島田市全域及び吉田町、藤枝市とする。

(虐待防止に関する事項)

第8条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理の整備

(3) その他、虐待防止の為に必要な措置

(4) 責任者は管理者とする。

(その他運営についての留意事項)

第9条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人初倉厚生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成12年2月1日から施行する。

付則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

付則

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

付則

この規程は、平成22年5月1日から施行する。

— 2 —

付則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

付則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

付則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

付則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

付則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

— 3 —